

三育学院大学

令和3年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

三育学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、セブンスデー・アドベンチスト教団の理念と実践に基づき設置され、使命・目的は、「To Make People Whole（「全人的回復」）である。使命・目的に基づき、看護学部と大学院看護学研究科を設置し、教育目的を大学学則及び大学院学則に定めている。使命・目的及び教育目的は、事業計画書及び事業報告書に記載するとともに、研修会等で取上げ、役員や教職員への理解を図っている。また、学内では、学生ホールへの掲示、学生ハンドブック、履修要項に明記するとともに、ホームページに掲載して、学内外に周知している。平成 30(2018)年度からの 5 か年計画「第二次中期（経営改善）計画」を策定し、「全人教育の実践」を教学に関する目標として実施している。

「基準 2. 学生」について

学部・大学院ともにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、学生募集要項へ掲載し、オープンキャンパスや進学説明会等で周知を行い、入学者選抜を実施している。学修支援は、「クラスアドバイザー制度」を基本とし、最終学年ではグループアドバイザー制度を設け、サポートする体制を整備している。学生の心身に関する健康相談、経済的支援については、学生課が窓口となって対応し、コロナ禍においてもいち早く柔軟に支援策を打出し支援している。校舎は、千葉県の大多喜キャンパスと、臨地実習施設に近い東京校舎の 2 校地となっている。大多喜キャンパスでは、大学敷地内に学生寮を有し、原則、全寮制とし、学生の生活指導を実施している。

「基準 3. 教育課程」について

学部・大学院ともに教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定しており、学生ハンドブック、ホームページに掲載している。学部では、令和 2(2020)年度より新カリキュラムを施行し、大学学則・教務規程で単位認定基準、卒業認定基準を定め、厳正に運用しているが、1 年間に履修登録できる単位数の上限が高く設定されている。授業は、グループディスカッションをはじめ、アクティブ・ラーニングを取入れ、学生が主体的に学修に取り組む授業を実施している。単位取得状況、資格取得状況、GPA(Grade Point Average)取得状況、「授業評価アンケート」「カリキュラム評価に関するアンケート」「学生の意識調査」等を実施しているが、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価は実施されていない。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の最高意思決定機関として、学長が議長を務める運営委員会を置き、学長を補佐する体制として運営組織図、職務分掌規程及び副学長に関する規程を整備している。しかし、教授会規程にある「その他学長が認める事項」の具体的事項の定めがなく、学生の懲戒等の手続きについての規則等の定めもない。教員数は 2 校地での環境においても確保されており、教員の採用・昇任等について規則を定め適切に運用されている。FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修等は、委員会を設置して実施され、教職員の資質・能力向上を図っている。教員には、教育研究活動ができる環境や研究費及び研究倫理審査委員会が整えられており、研究実績に応じた加算研究費が支給されるほか、研究費獲得のための支援を行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守し、寄附行為、学則及び学内諸規則を整備し、それらに基づき理事会・評議員会等が運営され、意思決定をしている。寄附行為、事業報告書、収支計算書及び財産目録の情報は、ホームページで公表している。理事・監事・評議員の選任は寄附行為に定めたとおり適切に行っているが、理事会・評議員会の運営等に改善を要する点がある。平成 30(2018)年度より、「第二次中期（経営改善）計画」を策定し、大学院研究科の設置、系列病院の実習施設に隣接する東京校舎の新築等の学修環境の利便性向上による学生確保等、財務改善に努めている。会計処理に関しては、規則を定め、これらにのっとり適正に実行している。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・評価の取組みについて、学則等に定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置き、実施している。また、設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会による自己点検・評価の実施、認証評価等の外部評価を受け、結果をホームページで公表している。しかし、学修成果の評価が実施されていない点、各種の規則の改正・整備に課題がある点、理事会・評議員会の運営等に課題がある点等、大学の自主的な自己点検・評価が十分機能していないことは、改善を要する。

総じて、大学は使命・目的を具現化するために、看護学部と大学院看護学研究科を設置し、看護専門職の育成を通して、社会に貢献している。学部では、教育課程だけでなく、学生寮を設ける等により、「To Make People Whole（「全人的回復）」の実現を目指している。内部質保証では、関係する外部団体や外部評価を受けているが、今後は、自己点検・評価を機能させることにより、教育の質向上に向けた改善に取り組むことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.全人的教育」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. スピリチュアルケアに心を向けるための教育体制

2. 2つのキャンパスでの効果的な学修—豊かな心を育む大多喜キャンパスと確かな知識・技術を磨く東京校舎—

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、セブンスデー・アドベンチスト教団の理念と実践に基づき設置され、「人間の備える霊性(spiritus)、知性(mens)、身体(corpus)の全ての面を最大限に発達させ、円満な人間形成を実現すること(To Make People Whole)」を基本理念としている。使命・目的は、一貫して「全人的回復」をうたっており、教育目的は、大学学則及び大学院学則に明確に定められている。

使命・目的を達成するために学部では、教育課程、宗教教育、労作教育及び生活教育の実施を学則に定めて実施している。全世界に 115 の系列高等教育機関を有し、そのネットワークを生かした教育活動を実施するほか、設置母体の国際チームによる点検・評価を使命・目的、教育目的の確認に活用している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員や教職員への理解を得るため、事業計画書及び事業報告書に記載するとともに、研修会等で取上げている。また、学内では、学生ホールへの掲示、学生ハンドブック、履修要項に明記するとともに、ホームページに掲載して、学内外に周知している。

平成 30(2018)年度からの 5 か年計画「第二次中期（経営改善）計画」では、「全人教育の実践」を教学に関する目標としている。学部のディプロマ・ポリシーは、使命・目的のもと策定されており、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映されている。

大学は、その目的の実現のため、看護学部と大学院看護学研究科を設置し、教育研究のための委員会や組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・大学院ともにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、学生募集要項に掲載し、オープンキャンパスや進学説明会等で周知している。学部の入学者選抜では、アドミッション・ポリシーの理解も含め、コミュニケーション能力を把握するために、全ての入学者選抜に面接を実施している。広報活動として、大学案内の発行、オープンキャンパス、高校訪問等のほか、系列高校への学校案内や系列病院での看護学体験セミナー等を行っている。

入学定員を満たさない年度もあるが、収容定員は充足している。コロナ禍の影響を受けたことに鑑み、入学定員に沿った学生の受入れができるよう広報活動等の対策を強化している。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の柱として、クラスアドバイザー制度を学年ごとに設けて、履修指導及び学修支援を行っている。特に、4年生は、学生3人程度に一人の教員が指導するグループアドバイザー制度を設け、最終学年の学びを支え、看護師・保健師国家試験受験に向けてサポートを行う体制を整備している。また、全学的にオフィスアワー制度を設けている。

加えて、1年生から2年前期までの学生は、大学敷地内にある寮で生活しているため、生活面・精神面のサポートとして、学生生活アドバイザーを設け、教職協働で支援している。

障がいのある学生への配慮については、令和2(2020)年度より、学生委員会の下部組織として「合理的配慮・発達障害等相談部門」を設けて、体制を整えている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援は、主に学生課と学生委員会が担い、学生委員会では、就職ガイダンスの企画・運営を行い、4年生の「グループアドバイザー」は、国家試験対策と就職に関する個別指導を行っている。就職への指導として、学生の主な就職先である病院等が行っているインターシップへの参加を推奨している。また、国際的な活動を目指す学生への教育として、国際看護に関する選択科目を開講している。

国家試験対策は、看護学部の指導として重要と位置付け、教員と職員で構成している国家試験対策委員会が、ガイダンス、模擬試験の実施、分析及びフィードバック、補講、学修サポート等を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活安定のための支援は、学生委員会、保健センター、寮監が連携して取り組んでいる。学生への経済的な支援としては、大学独自の多様な奨学金制度を設けて、経済的な支援を行っている。

大多喜キャンパスの保健センターでは、常時看護師が勤務し日常的な学生の健康相談等に対応し、健康管理に対する支援を行っている。また、心身の支援は、カウンセラー、チャプレン（学校付牧師）、精神科医により、ウェブサイトを利用しての相談が実施され、学生生活を安定させるために重要な役割を果たしている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大多喜キャンパス・東京校舎とも各校舎で学ぶ学部生、研究科の学生に必要な校地・校舎等の学修環境の整備を行い、講義・演習・実習に必要な機器も整えている。

図書館の利用については、日曜日・夜間の開館時間を設定するなど学生が十分に利用できる環境を整備している。

バリアフリー化では、段差箇所の簡易スロープの設置、車椅子対応の多目的トイレが設置されている。科目の種類によって、教育効果を上げるクラスサイズを考慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の対応として、授業評価アンケートを実習科目も含めて全科目実施しており、結果は教員に示され、授業改善に向けた返答を行うとともに学生が閲覧できる形で公表している。また、卒業時に「カリキュラム評価」と題するアンケート調査において、学修支援や学生生活に関する学生の意見を把握している。

加えて、学生の心身に関する健康相談、経済的支援、学修環境など学生生活に関する意見は、投書箱の設置のほか、学生課が聴取した学生の意見を各関係部署及び運営委員会で検討し、対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしていない。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、学部・大学院ともにディプロマ・ポリシーを策定し、学生ハンドブック及び履修要項、ホームページにおいて明示し、新年度オリエンテーションで周知を図っている。

研究科においては、修士論文審査内規に学位論文に係る評価基準が明示されており、学部においては、大学学則及び教務規程で単位認定基準、卒業認定基準を定め、学生ハンドブック及び履修要項にも掲載している。単位認定及び卒業認定は、規則に基づき適切に運用している。また、GPA 制度を導入し、評価の総合的な判断や保健師課程を選択する学生の審査基準として活用している。

〈参考意見〉

○研究科の成績評価基準について、「大学院履修要項 2020 年度」に記載はあるが、学則等に定めがないため規定化することが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの達成のため、カリキュラム・ポリシーを見直した上で、令和

2(2020)年度より新しいカリキュラムを策定している。カリキュラム・ポリシーは、学生ハンドブック及び履修要項に明示し、新年度オリエンテーションで周知している。

講義科目では、アクティブ・ラーニングを取入れ、学生が主体的に学修に取り組む授業を実施している。

1年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。また、教養科目は、六つの区分から構成し、実施している。

〈参考意見〉

○1年間に履修登録できる単位数の上限を高く設定しているため、単位の実質化の観点からの見直しが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしていない。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、単位取得状況、資格取得状況、GPA 取得状況を確認し、「授業評価アンケート」「カリキュラム評価に関するアンケート」「学生の意識調査」等を実施しているが、大学として、学修成果の点検・評価の体制と実施方法は確立していない。

学生からの意見収集とそれに基づいた改善は、授業の関連領域及び授業担当教員によって行われているのみであり、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の組織的な分析・改善が行われていない。

〈改善を要する点〉

○学修成果の点検・評価の実施体制及び方法を確立し、点検・評価の結果を分析の上、教育改善にフィードバックするよう改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として運営組織図、職務分掌規程及び副学長に関する規則が整備されている。

学長は、使命・目的の達成のため、学長及び教授会のもとに教育と研究に係る各種の委員会を設置し、各委員会には、職員との協働により、教学マネジメントを構築している。

学長は、大学の最高意思決定機関として、運営委員会を置き、学長が議長となり、大学運営に関する重要事項を審議・決定しているが、教授会に意見を聴くことが必要な重要事項について、学長自身が定め、周知していない。また、学長が定めるべき学生の懲戒等の手続きについて、定められていない。教授会において、学部長から具体的な方策の策定について指示し、権限の分散化と責任、学内の意思決定が一元化することを図っている。

教授会は大学学則、教授会規程及び運営組織図により、組織上の位置付け及び役割が明確になっており、審議事項は、大学学則第 61 条及び教授会規程のとおり、あらかじめ周知している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、「三育学院大学看護学部教授会規程」第 2 条及び「三育学院大学大学院看護学研究科教授会規程」第 3 条に「その他学長が必要と認める事項」を定めているが、その具体的事項を学長自身が定め、周知していない点は改善が必要である。

○学生の懲戒等の手続きについて、学長が適切に定めていない点については改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす教員数は、2 校地での環境においても確保しており、保健師助産師看

護師学校養成所指定規則に定められた教員数も満たしている。教員の採用・昇任等については、「三育学院大学教員資格審査基準」を定めて、運用している。

教育内容及び教育方法の改善や工夫、教員の資質向上のために、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を置き、FD研修の企画運営を担っている。また、教育研修は、授業評価をもとに、集中研修で取上げ、その成果として実習におけるルーブリックの活用を成人看護学実習及び老年看護学実習で作成し、活用している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の管理運営に関わる職員の資質・能力向上については、「スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき運営し、全体研修と個別研修を組織的に実施している。また、職員研究費規程により、職員各自の希望に応じた研修を受けやすい環境づくりを行っているほか、資格取得の支援も行っている。学外で開催されている外部研修会への参加を促し、職員の資質・能力向上に努めている。

〈参考意見〉

○SD をはじめとする職員の資質・能力向上に関して、事務職員のみならず教授等の教員や学長等の大学執行部管理職も参加する組織的な取組みが望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境に関しては、講師以上は原則として個室、助教及び助手については、共同研究室を整備している。また、各教員にパソコン、机、書架などの基本的な備品を整備し、教育研究活動ができる環境を整えている。

研究倫理に関しては、「三育学院大学研究倫理委員会規程」が定められ、研究における倫理的配慮が確保できるよう研究倫理審査委員会で審査する仕組みを設けている。

研究活動への資源の配分に関しては、基本研究費に加え、前年度の研究業績に対するポ

イントによって、加算研究費を支給し、研究活動の支援をしている。また、一般研究費とは別に学内における研究活動、特に若手教員による研究活動の促進として、専任教員が共同で行う研究に対し、学内の競争的資金として学内共同研究費を交付している。

研究活動のための外部資金の導入に関しては、研究推進委員会規程により研究推進委員会の研究推進チームが研究推進支援室と連携し、研究費獲得のための支援を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づいて、寄附行為、学則及び学内諸規則を整備し、それらにのっとり運営することで経営の規律と誠実性を維持しているが、学則と各媒体による収容定員など一部情報の整合性が取れていない。学校経営上、組織倫理に関する規則を整備している。寄附行為、事業報告書、収支計算書及び財産目録の情報は、ホームページで公表されているが、学校教育法施行規則第 172 条に定めのある一部教育情報は、公表されていない。

学生や教職員の人権については、規則が整備され、人権侵害が発生した場合には、ハラスメント対策委員会により、適切に対応できる体制となっている。大多喜キャンパスは、全学的に省エネルギーの啓発教育等を展開し、エコで環境に優しいキャンパスの実現に努めている。安全面について、大多喜キャンパスは、学内敷地に寮があることから敷地をフェンスで囲っており、東京校舎は、校舎の出入口に静脈認証セキュリティシステムを導入している。大学・寮においては、毎年防災訓練、避難訓練を実施している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している情報の公表について、「学修成果に係る評価」「学位論文の審査基準」がホームページで公表されていないため改善が必要である。

○大学学則に記載している学部の収容定員数について、実際の収容定員数と異なるため、修正を行うなどの改善が必要である。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行っており、理事会は、定期的に開催する状況であり、事業計画を確実に執行できる環境下にある。理事会及び常任理事会の出席率はいずれも高く、意思決定ができる体制をとっているが、理事会で委任された常任理事会への委任事項が明確に定まっていない。また、理事会及び評議員会で監事監査報告に対し、採決・議決を行うことは、監事の職務に相反する行為である。

コロナ禍により、対面での開催は難しい環境となったが、オンライン会議体制が急速に進んだことにより、設置校間の連絡会議も開催しやすくなり、さまざまな事態への対応を迅速に決定できる体制が整っている。

〈改善を要する点〉

- 常任理事会への委任事項について、理事会で委任されたとする日常の業務処理が明確に定められていない点は改善が必要である。
- 監事の監査報告書について、理事会及び評議員会で審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして、適切ではないので改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営委員会は学長が議長を務め、教授会の議長は学部長が務めており、大学の意思疎通や連携を図っている。また、学長及び学部長は、それぞれ理事でもあり、常任理事会及び理事会への報告も直接行える仕組みとなっている。

理事長は、学長、常務理事及び法人事務局長から随時、各設置校の状況について報告を受け、学校運営・管理上の確認等を行っており、リーダーシップを発揮できる体制となっている。また、教職員からの提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

法人及び大学の各管理運営機関との相互チェックについて、オンラインミーティングが拡大したこともあり、業務の効率化が図れている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事の業務執行の状況を監査し、学校運営に関する意見を述べている。

〈改善を要する点〉

○監事の選任において、理事長が監事の選任をした根拠となる書類がないため、理事長が監事を選任したことが分かる書類の作成等、選任手続きの改善が必要である。

〈参考意見〉

○監事による業務監査が行われていることは確認できたが、監査報告書には「理事の業務執行」に関する記載がなく、宛名の不備があったため、適切な監査報告書の作成が望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく財務運営に関しては、財務改善のため、平成 30(2018)年度から 5 か年計画の「第二次中期（経営改善）計画」を設定している。法人経営は、設立母体からの特別寄付を受けた平成 29(2017)年度を除き、平成 25(2013)年度から令和 2(2020)年度まで慢性的に教育活動収支差額が支出超過となっている。令和 2(2020)年度は、入学定員を充足し、教育活動収入は、徐々に増加傾向にあり、令和 3(2021)年度は、教育活動収支差額及び基本金組入前収支差額ともに収入超過の見込みである。

中長期的な収支改善策として、東京校舎の新築により収容学生数の拡大、系列の実習病院に隣接する学修環境の利便性向上により学生確保につなげる計画である。また、大多喜町への系列の全寮制中学の移転により、寮・食堂利用の共有を図ることを通じて、大多喜キャンパスの収入維持を補うことができている。学校法人全体として、中長期的に収支改善に努力している。

〈改善を要する点〉

○法人全体や大学部門の経常収支が、平成 29(2017)年度を除き、平成 25(2013)年度から令和 2(2020)年度まで支出超過の状態が続いていることから、中長期的な財政健全化策を継続し経営基盤の安定に向け、「経営改善計画」にのっとり改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に関しては、「学校法人三育学院経理規程」「学校法人三育学院経理規程内規」を定め、これらにのっとり適正に実行している。また、会計処理の迅速化を実行するため、法人事務局を中心とした体制の見直しを追求している。

会計監査は、公認会計士による定期監査のほか、決算監査時は、監事が公認会計士監査に立会いの上行っている。

監事による監事監査、公認会計士による会計監査、上部団体による監査の3者による監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の取組みについて、学則に定め、内部質保証のための組織として、学長を委員長とする「三育学院大学自己点検・評価委員会」を置いている。自己点検・評価を行うに当たり、「三育学院大学自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価の方針や担当等を決定する役割を担っている。学部、大学院、各委員会、事務局等において、点検・評価された事項は学部教授会及び大学院教授会で審議され、最重要事項は、運営委員会において審議し、教育研究活動の質向上に活用される仕組みとなっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

教育の質については、学生による授業及び実習の評価を学期ごとに実施している。教育・研究・社会貢献に関する学内全体の活動については、関連する委員会等で自己点検・評価

を行い、年度末に年報を作成し、学内で共有するほか、ホームページで公表している。設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会による自己点検・評価を実施しており、認証評価等の外部評価の結果とともに、ホームページで公表している。IR機能は、「IR委員会規程」を定め、教育活動の改善のために、学生の学修に関するデータ、国家試験に関連するデータ等を収集・分析し、教授会、各委員会等に提供されているが、その活動は開始されたばかりであるので、今後に期待したい。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、教務委員会が主導して、教育課程、成績評価、授業計画等に関する課題を検討し、教授会、運営委員会で審議し、決定する体制をとっており、アドミッション・ポリシーについては、運営委員会で検討している。三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーについては、作成中であるが、大学全体の学修成果の点検・評価・分析・改善をする体制が確立できておらず、三つのポリシーを起点とした内部質保証のための体制を整備することが課題である。また、各種規則の改正・整備・確認等ができておらず、その他法令にのっとり対応も不十分であり、PDCAサイクルが機能していない。大学は、大学全体の諸活動について、点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証の仕組みを機能させることが必要である。

〈改善を要する点〉

- 学修成果の点検・評価について、体制整備及び組織的な分析・改善ができておらず、学部、研究科及び全学的なPDCAサイクルが機能していない点は、大学の教育の内部質保証システムが十分機能しているとは言えないため、改善を要する。
- 教授会規程を含む各種規則の改正・整備、大学運営に重要な理事会・評議員会の運営等に課題がある点について、大学全体としての内部質保証が十分に機能しているとは言えないため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 全人的教育

A-1. キリスト教教育

A-1-① キリスト教教育の充実

A-2. 学寮教育の充実

A-2-① 全人的教育における学寮教育の位置づけとその有効性

A-2-② 特色ある学寮教育の位置づけ及びその有効性

A-3. 労作教育の充実

A-3-① 労作教育の主旨、目的、目標と意義

A-3-② 労作プログラムの内容およびその方法

A-4. 健康教育の充実

A-4-① 持続可能な健康教育の浸透

A-4-② 全人的教育における健康教育の位置づけ及びその有効性

【概評】

キリスト教全人教育を土台とし、「ホリスティック・ナーシングケア」精神を理念的に学ぶのではなく、教養、専門教育とともに学寮、労作、健康教育により経験的に学ぶことができるという独自の教育体制が他大学にみられない大きな特色である。

キリスト教教育では、履修する教育科目だけでなく、朝夕の礼拝等、教会との連携で行われる多様なプログラムを実施し、全人的教育としてのキリスト教教育の充実を図っている。

学寮教育は、学生寮を単なる生活の場ではなく、全人教育としてコミュニケーション能力を身に付ける場として位置付けるとともに、共同生活、リーダーシップや自治のあり様について学ぶ機会として実施している。

労作教育は、大学の使命である人間形成、奉仕する人物の育成を目指すとともに、教育目標である「働く習慣を育む」「自ら行動する能力を育成する」「自然に触れる機会を通して学び、感じる」に寄与する特別プログラムを実施している。

また、全人的教育における健康教育として、学内の「禁酒」「禁煙」を実行しているほか、学生食堂では、ベジタリアン食を提供している。加えて、食材は、地産地消を特徴としており、学生各々が自らの身体を通してその効果を実感し、健康に対する意識を高めている。

今後は、入寮しない学生の学寮教育の位置付け、労作教育の成績評価について検討を深め、更なる成果を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. スピリチュアルケアに心を向けるための教育体制

様々な不安や病を抱えた患者様に対して、ホリスティック・ナーシングケアの精神に基づくケアの実践に必要な基本概念を理解してもらうための体制整備を本学では心がけている。教育体制として、「生の充実」の実現のための重要な側面でもあるスピリチュアルペインに対して、概念だけでなく具体的なケアの立案までを通してホリスティック・ナーシングケアを学生が身に付けられるような顕在的・潜在的カリキュラムを構築し、学生に提供している。

具体的には、看護の発展科目の必修科目として3年次に〈スピリチュアルケア〉が設定されている。この科目が必修単独科目として配置されている看護系大学はほとんどないことから本学を特色づける科目の1つと言える。実習においては〈老年看護学実習〉の中で緩和ケア病棟実習があり、その際に設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教会の牧師による指導を受けるなど、対象者の全人的痛みや家族の苦悩についての学びからスピリチュアルケアについて心を向ける教育機会を提供している。寮における礼拝や全学でのバイブルウイークなど宗教的行事を経験することを素地としながら、寮生活での相互交流から他者との関係性を築くことで、スピリチュアルケアを理念的に学ぶのではなく、経験的に学ぶことができる教育体制があることが本学の特色の一つとなっている。

2. 2つのキャンパスでの効果的な学修—豊かな心を育む大多喜キャンパスと確かな知識・技術を磨く東京校舎—

豊かな自然に囲まれた大多喜キャンパスは落ち着いた学びに最適の環境が整っており、入学から2年生の前期までは大多喜キャンパスで主に基礎教育科目、看護学の基本的な知識や技術などを学ぶことになっている。また2年生の後期以降は、都内でも最初に緩和ケア病棟を開設している東京衛生アドベンチスト病院の隣の校舎で、臨床看護師と協働することにより、専門的な学びを深める教育を提供している。

大多喜キャンパスでは、自然の中で豊かな心を育む素地と看護を学ぶ上で必要となる基礎知識を身につけるとともに、併設されている三育学院カレッジ神学科の学生との交流によってスピリチュアルケアの基盤となるキリスト教の精神を学ぶことができる。東京校舎では隣にある系列機関の病院との連携により、看護の専門知識・技術および実践力を養うことができる教育体制をとっており、2つのキャンパスの特徴を活かした効果的な学修提供のための教育環境を整えている。

またホリスティック・ナーシングケアの精神は実体験から学べることが多くあるため、大多喜キャンパス・東京校舎・実習病院での学びだけでなく、国内外を問わず地域・社会・大学と連携した学修である「あなたならではの体験」を積極的に推奨している。そのため看護の発展科目として〈国際看護実習〉が3年次に設定されており、カリキュラム外では高齢者施設・障害者施設・地域保健活動などでボランティア活動ができる多様な環境を設定しており、ホリスティック・ナーシングケアを学ぶ機会を提供している。